

平成30年分確定申告
平成31年度分住民税申告

確定申告が 始まります

◆問い合わせ
税務課市民税係（名寄庁舎2階）
☎ 01654③2111（内線3201～3203）

所得税の確定申告が必要な方

①公的年金などの収入金額のほかに20万円を超える所得がある方、年金収入金額が400万円を超える方や事業所得、不動産所得などがあり、所得税の納税額がある方

※公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金など以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告不要ですが、外国の法令に基づく公的年金などを受給している方は確定申告が必要です。また、確定申告が不要でも住民税の申告が必要な場合があります。

所 得 稅 · 消 費 稅 な ど の 申 告

「確定申告書」は、自分で作成し、名寄税務署窓口に持参、または郵送でお早めに提出ください。作成にあつては、自宅のパソコンなどで国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると簡単に申告書を作成できます。また、マイナンバーカードを利用してe-Taxでの申告を行うと、税務署窓口へ申告書を持参、または郵送する必要もなくなり便利です。

住 民 稅 の 申 告

住民税の申告相談を開催します。

確定申告指導・申告書の受付期間	申告会場・時間
■所得税 2月18日(月)～3月15日(金)	名寄税務署 会議室(2階) 9時～16時(土・日・祝日を除く) ②01654②21157
■贈与税 2月1日(金)～3月15日(金)	
■消費税等 4月1日(月)まで	

申告が必要と思われる方には、「案内はがき」で相談日をご案内しますので、「案内はがき」と関係書類を持参してください。「案内はがき」が送付されなかつた方でも申告の必要がある場合は来庁ください。

申告受付期間
2月18日(月)～3月15日(金)

申告場所
■税務課市民税係 (名寄庁舎2階)

申告場所
■地域住民課総務・税務係 (風連庁舎1階)

申告場所
※申告の受け付けは土・日・祝日を除く

②年末調整した給与以外の所得(年末調整をしていない給与所得も含む)が20万円を超える方
③源泉徴収された税金や予定納税した税金が納めすぎになつていて還付申告をする方
④雑損失や株式の損失など、翌年に降に繰り越すことができる損失がある方

※申告を受け付け資料などの都合により、住所が「名寄市風連町」の方は風連庁舎で、それ以外の方は名寄庁舎での申告をお願いします。

■マイナンバーの記載・確認が必要です

申告書に個人番号(マイナンバー)の記載と番号確認・身元確認が必要になります。

また、配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者、扶養控除(16歳未満の扶養含む)、専従者がある場合は、それぞれの方の個人番号の記載も必要です。

⑤生命保険、地震保険、平成18年以来契約の長期損害保険などの控除く場合があります。

⑥医療費(薬代含む)等の明細書および生命保険や高額医療費などで補てんされた金額のわかるもの証明書

⑦セルフメディケーション税制の明細書、健(検)診などを受けたことを明らかにする書類

⑧社会保険料(国民年金保険料等の控除証明書、各種健康保険料(税)・介護保険料等の領収書など)

⑨寄附金控除に係る、ふるさと納税での受領証や特定公益法人に対する寄附についての証明書など

⑩身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書、療育手帳、精神保健福祉手帳など

申告に必要なもの

- ①案内はがき、印鑑
- ②番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票)、身元確認書類(運転免許証など顔写真入りものは1点、健康保険証や年金手帳など顔写真のないものは2点)
- ③給与・年金などの源泉徴収票(原本)、報酬・料金などの支払調書
- ④営業所得等がある場合は收支計算書および仕入れ、売り上げ、必要な経費などの明細書(申告内容によつては税務署で申告していただけます)。

- ⑤国外に居住する親族の扶養控除等の書類
- ⑥所得税の還付申告の場合は振込先口座(本人名義のわかるもの)
- ⑦生命保険・地震保険と⑨寄附金については、相手先から発行される電子データの印刷書面による提出でも有効となりました。

確定申告が始まります

本人と扶養親族等の合計人数(※1)	65歳以上の方 (昭和29年1月1日以前生まれ)		65歳未満の方 (昭和29年1月2日以降生まれ)	
	公的年金等の所得と他の所得の合計(所得金額)	公的年金等の収入のみの場合(収入金額)	公的年金等の所得と他の所得の合計(所得金額)	公的年金等の収入のみの場合(収入金額)
1人	28万円	148万円	28万円	98万円
2人	73万円	193万円	73万円	147万3,334円
3人	101万円	221万円	101万円	184万6,667円
4人	129万円	249万円	129万円	222万円

(※1) 本人と扶養親族等の合計人数は、扶養親族、控除対象配偶者、本人の合計人数です。合計人数が5人以上の場合は、お問い合わせください。

住民税の決定について

今回の申告により平成31年度住民税額が決定するのは、給与特別徴収の方(住民税を給与天引きされる方)が5月10日(金)頃、それ以外の方(住民税を納付書払いもしくは口座振替、年金特徴で支払う方)は6月10日(月)頃になります。

個人市・道民税の非課税限度額

申告していない収入があればそれを加えて計算するため、申告時に伝えました住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

年金特徴で支払う方は6月10日(月)頃になります。

次のとおり
進んでください
はい ➡
いいえ ➡

市・道民税の申告フローチャート

スタート!

「所得税の確定申告が必要な方」に該当しますか？(右ページ参照)

税務署・市役所税務課・e-Taxなどで所得税の確定申告を行ってください。
所得税の確定申告を行った場合、市・道民税の申告は必要ありません。

次のとおり
進んでください

はい ➡
いいえ ➡

平成31年1月1日、本市に住所(住民登録)がありましたか？

名寄市への申告は必要ありません。
(平成31年1月1日現在の住所地で申告してください)

平成30年1月1日から同年12月31日までに収入がありましたか？

※市・道民税は非課税になるため、市・道民税申告の必要はありませんが、税証明が必要な場合や国民健康保険税(料)や介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、高額療養費の自己負担限度額、各種医療費助成制度の区分判定などに所得額などが必要な場合は、税金がかからなくても申告が必要です。

収入は障害年金・遺族年金・失業給付金などの非課税所得のみですか？

どのような収入状況がありましたか？次のA～Cからお選びください。

A 公的年金収入がある方

源泉徴収票の扶養人数はありますか？

B 給与収入がある方

お勤め先の給与以外に収入がありましたか？

C その他の所得がある方

公的年金収入が
65歳以上 148万円以下
65歳未満 98万円以下

公的年金以外に所得がありますか？

扶養控除・生命保険料・医療費控除・社会保険料控除などの控除を追加しますか？

公的年金などの所得金額と公的年金など以外の所得金額の合計額が、個人の市・道民税の非課税限度額以下になる(上の表参照)

市・道民税の申告は不要です

扶養控除・生命保険料・医療費控除・社会保険料控除などの控除を追加しますか？

市・道民税の申告が必要です

個人 住民税の税制改正

平成30年分確定申告・平成31年度分住民税申告から適用される主な変更点

■配偶者控除・配偶者特別控除の改正

配偶者控除または配偶者特別控除が適用される納税義務者本人に所定の制限を設けることとなり、改正内容については次のとおりです。

□配偶者控除(※1)

平成30年度までは、配偶者の前年の合計所得金額が38万円を超える場合、平成30年度までは合計所得金額76万円未満の場合に、配偶者特別控除の適用を受けられましたが、平成31年度から合計所得金額123万円以下まで控除が拡大されました。なお、現行制度と同様、納税義務者の合計所得金額が1000万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用はされなくなります。

	本人の合計所得		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象 配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除 対象配偶者 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円

配偶者の前年の 合計所得金額	所得割の納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円
123万円超	適用なし		

※1 障害者控除の改正について
納税義務者と同一生計配偶者(納
税義務者の配偶者でその納税義務
者と生計を一にするものであり、
合計所得金額が38万円以下で他の
扶養親族がある場合)

□配偶者特別控除

配偶者の前年の合計所得金額が38万円を超える場合、平成30年度までは合計所得金額76万円未満の場合に、配偶者特別控除の適用を受けられましたが、平成31年度から合計所得金額123万円以下まで控除が拡大されました。なお、現行制度と同様、納税義務者の合計所得金額が1000万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用はされなくなります。

人の扶養に入っていない者)が、障害者である(障害者・特別障害者控除に該当する)場合、納税義務者の合計所得金額に関わらず、同一計配偶者にかかる障害者・特別障害者控除の適用ができることがなりました。

障害者である(障害者・特別障害者控除に該当する)場合、納税義務者の合計所得金額に関わらず、同一計配偶者にかかる障害者・特別障害者控除の適用ができることがなりました。

所得税・住民税の控除

対象者は認定書または確認書を持参のうえ申告を

次の対象者またはその対象者を扶養している方は、所得税・住民税の控除として一定金額を所得から差し引くことができます。

■障害者控除対象者認定書

次に該当する方に発行します。
① 65歳以上で要介護認定を受けている方
② 65歳以上で、6ヶ月以上寝たきりで食事、排せつなどの日常生活に支障がある方

■おむつ使用確認書 (医療費控除対象)

要介護認定を受け、次の3つの条件全てに該当する場合で、おむつ使用の必要性が確認される方に発行します。

申請時には、前年のおむつ使用証明書の写し、または、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であることが確認できる書類の写しが必要になります。

■申請窓口

高齢者支援課(名寄庁舎2階)
地域住民課(風連庁舎1階)

0165432111
(内線323453236)

■問い合わせ

高齢者支援課(名寄庁舎2階)
地域住民課(風連庁舎1階)

0165432111
(内線323453236)

国 民健康保険のお知らせ

医療費控除の前に高額療養費の支給手続きを

平成30年12月診療分の高額療養費の支給手続きは、2月下旬にご案内する予定です。医療費控除で領収書を使用する際は、払い戻しの手続きが済んでから確定申告をお願いします。

なお、支給対象と思われる方で内はがきが届かない場合は、確定申告前にお問い合わせください。

■問い合わせ

市民課国保高齢医療係
(名寄庁舎1階)

0165432111
(内線3118)

①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方
②おむつを使用した当該年に作成した主治医意見書がある方
③主治医意見書の内容で「寝たきりの状態であること」および「尿失禁の可能性があること」の2点が認められる方